1．住所・氏名・生年月日・電話番号等を記入します。

表題を「令和８年度」とし、提出年月日を記入します。

2．昨年１年間の収入・所得を記入します。

（１）所得のなかった場合

右下の該当する項目を〇で囲み、その他の場合は、状況を記入します。

（２）事業所得・農業所得・不動産所得のある方

収支内訳書を作成し、収入金額の合計を「ア・イ・ウ」欄に、所得金額を「①・②・③」欄に記入します。専従者控除は申告書裏面の「１１事業専従者に関する事項」に、該当事項を記入します。

（３）利子・配当所得のある方

源泉分離課税の対象を除く利子や、株式や出資金に対する配当等の収入金額の合計を「エ・オ」欄に、所得金額を「④・⑤」欄に記入します。申告書裏面の「８配当所得に関する事項」に、該当事項を記入します。

（４）給与所得のある方

源泉徴収票の支払金額の合計（源泉徴収票がない場合は申告書裏面の「６給与所得の内訳」欄で合計した額）を「カ」欄に、「カ」の金額を次の表にあてはめて求めた所得金額を「⑥」欄に記入します。

●給与所得の速算表（マイナスは0）

「カ」の金額	「⑥」の金額	
1,900,000円未満	「カ」－650,000円	
3,600,000円未満	「カ」÷4＝A	A×2.8－80,000円
6,600,000円未満	（千円未満切捨）	A×3.2－440,000円
8,500,000円未満	「カ」×0.9－1,100,000円	
8,500,000円以上	「カ」－1,950,000円	

（５）公的年金等・その他の雑所得のある方

公的年金等の収入金額を「キ」欄に、業務に係る収入金額を「ク」欄に、その他の雑収入金額を「ケ」欄に記入し、「キ・ク・ケ」の金額をそれぞれ次の計算式により求めた額を「⑦・⑧・⑨」欄に記入します。申告書裏面の「９雑所得（公的年金等以外）に関する事項」に、該当事項を記入します。⑦～⑨までの合計がマイナス（赤字）のときは、「⑩」欄は０とします。

●公的年金等に係る雑所得の速算表（マイナスは0）

年齢	「キ」の金額	「⑦」の金額 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	3,300,000円未満	「キ」－1,100,000円	「キ」－1,000,000円	「キ」－900,000円
S36.1.1以前生まれ	4,100,000円未満	「キ」×0.75－275,000円	「キ」×0.75－175,000円	「キ」×0.75－75,000円
	7,700,000円未満	「キ」×0.85－685,000円	「キ」×0.85－585,000円	「キ」×0.85－485,000円
	10,000,000円未満	「キ」×0.95－1,455,000円	「キ」×0.95－1,355,000円	「キ」×0.95－1,255,000円
	10,000,000円以上	「キ」－1,955,000円	「キ」－1,855,000円	「キ」－1,755,000円
65歳未満	1,300,000円未満	「キ」－600,000円	「キ」－500,000円	「キ」－400,000円
S36.1.2以降生まれ	4,100,000円未満	「キ」×0.75－275,000円	「キ」×0.75－175,000円	「キ」×0.75－75,000円
	7,700,000円未満	「キ」×0.85－685,000円	「キ」×0.85－585,000円	「キ」×0.85－485,000円
	10,000,000円未満	「キ」×0.95－1,455,000円	「キ」×0.95－1,355,000円	「キ」×0.95－1,255,000円
	10,000,000円以上	「キ」－1,955,000円	「キ」－1,855,000円	「キ」－1,755,000円

●業務に係るものの雑所得の計算方法

総収入金額－必要経費（掛金など）＝ 雑業務所得額

〔※〕業務に係るものとは、副業に係る収入のうち、営利を目的とした継続的なものをいいます。例：シルバー人材センター配分金等

●その他の雑所得の計算方法

収入金額－必要経費（掛金など）＝ 雑その他所得額

〔※〕その他とは、生命保険会社の個人年金・暗号資産取引等をいいます。

（６）総合譲渡・一時所得のある方

申告書裏面の「１０譲渡所得・一時所得に関する事項」に、該当事項を記入して計算します。「イ＋ロ＋ハ」を「シ」欄に、「ニ」を「⑪」欄へ記入します。

●一時所得の計算方法

収入金額－必要経費（掛金など）－50 万円（マイナスは0）…「シ」欄

「シ」欄の額×1/2 ＝ 一時所得額 …「⑪」欄

〔※〕一時所得とは、生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金等をいいます。

申告書には、申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者等のマイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。（申告者本人以外の本人確認書類は不要です）

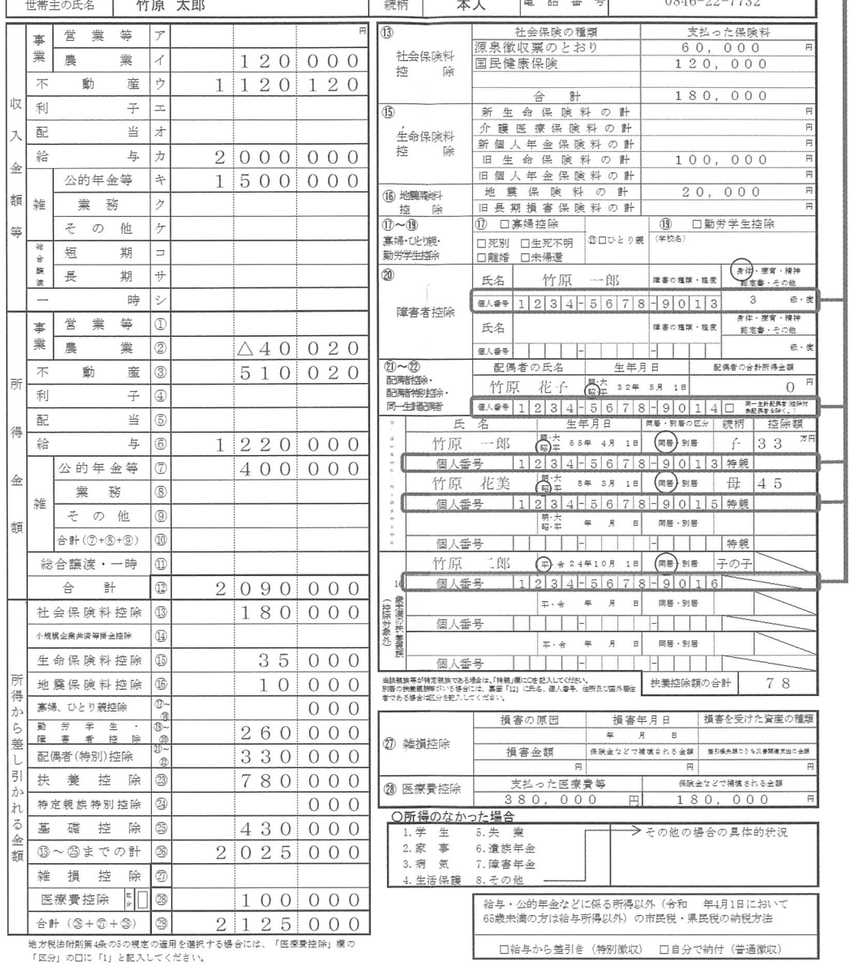
令和８年度　市民税・県民税・国民健康保険税　申告書

竹原市長 様

現住所	竹原市中央五丁目６番２８号	台帳番号	
1月1日現在の住所	竹原市中央五丁目６番２８号	申告年月日	令和 8 年 2 月 16 日
フリガナ	タケハラ　タロウ	生年月日	昭・平・令 28年 4月 1日
氏名	竹原　太郎	個人番号	1234-5678-9012
世帯主の氏名	竹原　太郎	続柄	本人
		業種又は職業	会社員
		電話番号	0846-22-7732

収入金額等	事業 営業等	ア	円
	事業 農業	イ	120,000
	不動産	ウ	1,120,120
	利子	エ	
	配当	オ	
	給与	カ	2,000,000
	雑 公的年金等	キ	1,500,000
	雑 業務	ク	
	雑 その他	ケ	
	総合譲渡・一時	コ	
	総合譲渡・一時	サ	
	一時	シ	
所得金額	事業 営業等	①	
	事業 農業	②	△40,020
	不動産	③	510,020
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	1,220,000
	雑 公的年金等	⑦	400,000
	雑 業務	⑧	
	雑 その他	⑨	
	合計（⑦+⑧+⑨）	⑩	
	総合譲渡・一時	⑪	
	合計	⑫	2,090,000
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	180,000
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	
	生命保険料控除	⑮	35,000
	地震保険料控除	⑯	10,000
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑲	000
	勤労学生・障害者控除	⑰～⑲	260,000
	配偶者(特別)控除	⑳～㉒	330,000
	扶養控除	㉓	780,000
	特定親族特別控除	㉔	000
	基礎控除	㉕	430,000
	⑬～㉕までの計	㉖	2,025,000
	雑損控除	㉗	
	医療費控除	㉘	100,000
	合計（㉖+㉗+㉘）	㉙	2,125,000

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料
	源泉徴収票のとおり	60,000 円
	国民健康保険	120,000
	合計	180,000

⑮ 生命保険料控除		
	新生命保険料の計	円
	介護医療保険料の計	円
	新個人年金保険料の計	円
	旧生命保険料の計	100,000 円
	旧個人年金保険料の計	円

⑯ 地震保険料控除		
	地震保険料の計	20,000 円
	旧長期損害保険料の計	円

⑰～⑲ 寡婦・ひとり親・勤労学生控除：⑰ □寡婦控除　□死別　□生死不明　□離婚　□未帰還　⑱ □ひとり親　⑲ □勤労学生控除（学校名）

⑳ 障害者控除：氏名 竹原　一郎　障害の種類・程度 身体・知的・精神 総合等・その他 3 級・度　個人番号 1234-5678-9013

氏名　障害の種類・程度　身体・知的・精神 総合等・その他　級・度　個人番号

㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者：配偶者の氏名 竹原　花子　生年月日 昭・大・平・令 32年 5月 1日　配偶者の合計所得金額 0 円　個人番号 1234-5678-9014 □ 障害者控除（特別）

扶養親族（控除対象扶養親族）氏名	生年月日	続柄	控除額
竹原　一郎	昭・大・平・令 53年 4月 1日	子	33 万円
個人番号 1234-5678-9013		特親	
竹原　花美	昭・大・平・令 5年 3月 1日	母	45
個人番号 1234-5678-9015		特親	
	明・大・昭・平・令 年 月 日		
個人番号		特親	
竹原　二郎	平・令 24年10月 1日	子の子	
個人番号 1234-5678-9016			
	平・令 年 月 日		
個人番号			
	平・令 年 月 日		
個人番号			

当該親族等が特定親族である場合は、「特親」欄に○を記入してください。別居の控除対象扶養親族である場合には、裏面「11」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合の区分を記入してください。　扶養控除額の合計 78

㉗ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
		年 月 日	
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円

㉘ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額
	380,000 円	180,000 円

○所得のなかった場合
1.学生　5.失業
2.家事　6.遺族年金
3.病気　7.障害年金
4.生活保護　8.その他
→ その他の場合の具体的状況

給与・公的年金などに係る所得以外（令和　年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法
□給与から差引き（特別徴収）　□自分で納付（普通徴収）

地方税法附則第4条の8の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

3．所得から差し引かれる金額を計算します。

（１）社会保険料または小規模企業共済等掛金控除…「⑬・⑭」欄

本人が支払った社会保険料等の合計額

〔※〕親族の給与・年金から徴収された保険料は対象となりません。

（２）生命保険料控除…「⑮」欄

支払った保険料の額を個別に次の表にあてはめて求めた額の合計額（上限70,000円）

旧生命保険・旧個人年金保険		新生命保険保険・新個人年金保険・介護医療保険	
15,000円以下	支払保険料の全額	12,000円以下	支払保険料の全額
40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円	32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円
70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円	56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円
70,000円超	35,000円	56,000円超	28,000円

〔※〕生命保険料控除計算の注意点

一般の生命保険料控除と個人年金保険料控除においては、新契約と旧契約の両方がある場合は、両方を合わせた控除額（上限28,000円）と、旧契約のみの控除額（上限35,000円）のいずれか多い方を適用することができます。

（３）地震保険料控除…「⑯」欄

支払った保険料の額を個別に次の表にあてはめて求めた額の合計額（上限25,000円）

地震保険	旧長期損害保険	
支払保険料×1/2	5,000円以下	支払保険料の全額
	15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円

（４）ひとり親・寡婦・勤労学生・障害者控除…「⑰～⑳」欄

寡婦のとき……26 万円　　普通障害者１人につき……26 万円
ひとり親のとき…30 万円　　特別障害者１人につき……30 万円
勤労学生のとき…26 万円　　同居特別障害者１人につき…53 万円

（５）配偶者控除・配偶者特別控除…「㉑・㉒」欄

配偶者控除	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
一般（S31.1.2以降生）	33万円	22万円	11万円
老人（S31.1.1以前生）	38万円	26万円	13万円

配偶者特別控除	納税者本人の合計所得金額		
配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

（６）扶養控除・・・「㉓」欄

扶養親族	要件	控除額
一般扶養親族	下記以外の扶養親族	33万円
年少扶養親族	平成22年1月2日以降生	0万円
特定扶養親族	平成15年1月2日から平成19年1月1日生	45万円
老人扶養親族	昭和31年1月1日以前生	38万円
同居老親等	老人扶養親族で同居の場合	45万円

（７）特定親族特別控除…「㉔」欄

生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の下記に該当する親族等がいる場合。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

（８）基礎控除…「㉕」欄

納税者本人の合計所得金額			
2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下	2,500万円超
43万円	29万円	15万円	適用なし

（９）医療費控除…「㉘」欄

医療費の合計額から保険金などで補填される金額を差し引いた金額から「⑫」欄の 5%又は10 万円のいずれか小さい額を差し引いた額（上限200 万円）又は、特定の医薬品購入費の合計額から保険金などで補填される金額を差し引いた金額から 12,000 円を差し引いた額を記入します。特定の医薬品購入費の場合のみ、区分欄へ「1」を記入します。